**流　速　計　検　定　業　務　受　託　契　約　書**

件名：　流 速 計 の 検 定 業 務

契約額：　￥○○，○○○－

　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥○,○○○－）

実施場所：　国立研究開発法人土木研究所

実施期間：　自　平成○○年□□月□□日

　　　至　平成○○年△△月△△日

　頭書の流速計の検定業務（以下「検定業務」という。）について、受託者　契約職　国立研究開発法人土木研究所理事長　西川 和廣　を甲とし、委託者　分任支出負担行為担当官○○○地方整備局△△工事事務所長　□□□□　を乙とし、次の条項により受託契約を締結する。

（総則）

第１条　この契約の対象となる流速計は、以下に示すとおりとし、乙は、検定業務の実施を甲に委託する。

　　　 　　 　　三映式２型　　　 No.○○○○

（経理事務の処理）

第２条　甲は、検定業務に係る経理事務の処理については、国立研究開発法人土木研究所会計規程により処理するものとする。

（経費の負担）

第３条　乙は、甲が受託業務を実施するために必要な次の経費を負担するものとする。

　　　　　一　直接経費

　　　　　二　間接経費

　　　　　三　消費税相当額

　　２　前項各号に掲げる経費の各項目の解釈及び積算方法は、甲が定める「国立研究開発法人土木研究所流速計検定業務の取扱いについて」によるものとする。

（再委託の禁止等）

第４条　甲は、検定業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、第三者への委託　　　が検定業務の一部であり、乙の承諾を得たときはこの限りでない。

２　甲が検定業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為　については、その責任を甲が負うものとする。

（流速計の取扱い）

第５条　乙は、当該流速計を、甲の作業の進捗に支障のないように準備しなければならない。

　　２　甲は、当該流速計を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（受託料の支払）

第６条　乙は、検定業務完了の確認後、甲が発行する請求書を受理した場合は、速やかに検定業務に要した経費を支払うものとする。

　　２　乙の責に帰すべき理由により前項の経費の支払いが遅れた場合は、甲は、乙に対して年３．４％の割合を乗じて得た額を延滞金として請求できるものとする。

（契約の変更）

第７条　甲は、流速計の種類、台数、契約額、実施期間を変更する必要が生じたときは、乙と協議の上、契約を変更することができる。

（検定業務の中止）

第８条　甲は、天災その他やむを得ない事由により、検定業務の遂行が困難となった場合には、相手方との協議を経て、検定業務を中止することができる。

（損害額の負担等）

第９条　乙は、検定業務の処理に関して損害が生じた場合（甲の故意又は重大な過失により損害が発生した場合を除く。）又は天災その他やむを得ない事由によって損害を生じた場合は、当該損害額を負担するものとする。

　　２　前項の損害額については甲、乙協議して定めるものとする。

（検定業務結果の報告）

第10条　甲は、検定業務が完了したときは、遅滞なく「流速計検定成績書」を作成し、乙に提出するものとする。

２　甲は、検定業務を中止したときは、遅滞なく中止に関する報告書を作成し、乙に提出するものとする。

（その他）

第11条　この契約の内容に疑義を生じたとき又はこの契約に規定されていない事項若しくはこの契約によることができない事由が発生したときは、その都度甲乙協議の上決定する。

　本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　平成○○年○○月○○日

　　甲　　受託者　　茨城県つくば市南原１番地６

　契約職

国立研究開発法人土木研究所理事長　　　 西 川 和 廣

　　乙　　委託者　　○○県△△市□□町○○番地○○

　　　　　 分任支出負担行為担当官

　　　　　　　　　　　　○○○地方整備局△△工事事務所長　 □□□□